

地方独立行政法人下関市立市民病院に対する評価の基本方針

平成30年5月30日決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、設立団体の長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1. 基本方針

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、評価を通じて法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況を市民に分かりやすく示すものとする。
- (3) 業務運営の改善及び効率化等の特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれることのないものとする。
- (4) 評価の方法については、法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。

2. 評価方法

- (1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了時に実施する「中期目標期間見込評価」及び中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価（小項目・大項目）」と「全体評価（全体）」により行うこととする。
- (2) 年度評価
 - ア 年度評価は、法人の自己点検・自己評価に基づき行うこととし、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている「小項目」、「大項目」及び「全体」について行う。
 - イ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

ウ 市長は評価を行うときは、地方独立行政法人下関市立病院評価委員会条例（以下「条例」という。）第2条第2号の規定に基づき、地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（3）中期目標期間見込評価

ア 中期目標期間見込評価は、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度までの各年度評価の評価結果を踏まえつつ、中期目標に記載されている「大項目」及び「全体」について行う。

イ 中期目標期間見込評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

ウ 市長は評価を行うときは、法第28条第4項の規定に基づき、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（4）中期目標期間評価

ア 中期目標期間評価は、各年度評価の評価結果を踏まえつつ、中期目標に記載されている「大項目」及び「全体」について行う。

イ 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

ウ 市長は評価を行うときは、条例第2条第2号の規定に基づき、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3. 評価結果の活用

（1）法人は、評価の結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるものとする。

（2）中期目標期間見込評価を踏まえて、中期目標の期間の終了時までには、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うものとする。

（3）次期中期目標の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、年度評価及び中期目標期間見込評価の結果を踏まえるものとする。